慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法六三七〕労災認定の適応障害による自殺と生命保険の自殺免責 (広島高裁令和二年一〇月一四日判決)
Sub Title	
Author	李, 鳴(Li, Ming) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2023
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.96, No.4 (2023. 4) ,p.155- 181
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20230428-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　六三七〕　労災認定の適応障害による自殺と生命保険の自殺免責

広島高裁令和二年一〇月一四日判決
令和二年(ネ)第九六号生命保険金等請求控訴事件
文献番号 LEX/DB25593120（原審、山口地裁周南支部令和二年二月一二日判決／平成三〇年(ワ)第二二号、文献番号 LEX/DB25593119）

〔判示事項〕

1　被保険者の職務上の重度ストレスを原因とする適応障害が同人の自由な意思決定能力を喪失または著しく減弱させた結果のものであるとはいえないとされた事例。

2　適応障害の場合にも四要素等を用いて精神障害中の自殺に該当するかが判断された事例。

3　労災保険における行政解釈と認定基準を生命保険の自殺免責可否の判断に適用することはできないとされた事例。

〔参照条文〕

保険法五一条一号、労働者災害補償保険法一二条の二の二第一項

〔事　実〕

本件は、控訴人（原告。以下「X」という。）の夫亡A（昭和五三年生。以下「A」という。）が生命保険業等を目的とする株式会社である被控訴人（被告。以下「Y保険会社」という。）との間で締結していた後述の二口の保険契約において保険金受取人とされていたXがY保険会社に対し、保険事故が発生したとして、各保険契約に基づき、死

亡保険金および年金保険金ならびにこれらに対する支払済みまで民法改正前の商事法定利率年六％の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

以下は、当事者間に争いがない前提事実および裁判所によって認定された事実である。

(1)　本件契約の締結

AとY保険会社とは、Aを保険契約者兼被保険者とし、保険金受取人をXとする以下の二口の保険契約を締結した（以下、併せて「本件保険契約」という。）。

保険契約①

保険種類	低解約返戻金型終身保険
責任開始日	平成二五年一二月四日
保険期間	終身
払込期間	六五歳
死亡保険金	一〇〇〇万円

保険契約②

保険種類	無解約返戻金型収入保障保険
責任開始日	平成二五年一二月四日
保険期間	責任開始日から被保険者が満六五歳に達する月（令和二五年八月）まで
年金支払期間	保険期間のうち、被保険者死亡の翌月から保険期間の終期月まで
年金月額	二〇万円

(2)　Aの死亡

Aは、平成一一年三月B学校土木科を卒業した後、同年四月株式会社C（以下「C社」という。）に入社し、その施設グループに配属され、一級建築士の資格を取得するなどしたが、平成二二年四月からは、C社が平成二〇年頃以降、マレーシア国に巨大な多結晶シリコン工場を設立した上で現地法人を設立して取り組んでいたプロジェクト（以下「Dプロジェクト」という。）を担うグループに配属され、しばしば現地に出張するなどしていたところ、平成二七年五月一九日、出張先のマレーシア国（以下「E国」という。）内の滞在中のホテルの居室で首を吊って死亡した。

(3)　本件保険契約の約款規定

本件保険契約に係る約款には、「責任開始日（責任開始期の属する日）から起算して三年以内の自殺」により被保険者が死亡したときは、保険金を支払わない旨の免責条項が規定されている（以下「本件免責条項」という。）。

(4)　労災認定

Aに関しては、Xの労働者災害補償保険（遺族補償年金

等）請求に基づく審査手続において、H労働基準監督署長により、Aが平成二七年三月中旬に「適応障害、主として他の情緒の障害を伴うもの」を発症しており、心理的負荷の総合評価としては、業務上の心理的負荷が「中」である出来事が複数認められ、かつ、それらが強く関連して生じていること、また、瑕疵の対応が初めての仕事であるにもかかわらず職場の支援・協力等が不十分であり、応援体制が確立しているといえないことも考慮して「強」と判断されるものであり、業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因についても特に認められないことから、業務起因性が肯定された。

(5) 本件訴訟に至る経緯

Xは、Aが死亡した後、Y保険会社に対し各保険契約に基づき保険金の支払いを請求したところ、Y保険会社は、Aの死亡が本件免責条項に該当するとして、保険金の支払いを拒否した。

原審は、Aの死亡が本件免責条項にいう「自殺」に該当すると認め、Xの請求を棄却した。そこで、原判決を不服としてXが控訴した。なお、控訴が棄却されたXはさらに上告したが、「本件は、民訴法三一八条一項により受理すべきものとは認められない。」として、不受理が決定された。

(6) 争点

本件の争点は、Aの死亡が本件免責条項にいう「自殺」に該当するかである。

〔判旨〕

控訴棄却

（傍線部分は、控訴審が原判決に対して付加訂正した主要な箇所である。）

「(1) 本件免責条項にいう『自殺』とは、被保険者が自分の生命を絶つことを意識し、これを目的としてその生命を絶つことをいい、過失による死亡や、意思無能力者や精神病その他の精神障害や心神喪失中の被保険者が自己の生命を絶つ場合のように、生命を絶つ意識なくして死亡する場合を含まない趣旨であると解される。

そして、『自殺』の場合に本件免責条項によって保険金の支払義務が免責されるのは、被保険者が故意に保険金の支払われる事態を発生させることは射幸契約としての保険契約における当事者間の信義誠実の原則に反するという考えに依拠するものであって、精神障害中の自殺に本件免責条項が適用されないのは、精神障害によって被保険者が意

思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていた場合には、こうした信義誠実の原則に反するとはいえないからとされている。

また、自殺の多くが何らかの精神障害あるいは異常な精神状態に起因するといわれていることに照らすと、被保険者が精神障害に起因して自殺したのであれば、これをもって、直ちに意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていた場合に該当するものとして、本件免責条項の『自殺』に該当しないと解することも相当ではない（たとえば、うつ病者は自殺念慮を抱き自殺を企図することが見られ、殊に発病初期と回復期に発作的に自殺を図ることが多いことが認められるところ、このような自殺行為についても全て本件免責条項の『自殺』に該当しないと解することは、契約当事者の合理的意思に反し〔保険者は、リスクを避けるため、うつ病者の保険加入についてとりわけ慎重となる事態が予想され、被保険者にとっても不利益となって、ひいては保険制度の健全な維持運営を害する結果になる。〕、相当でないことは明らかである。）。

そうすると、被保険者が精神障害により自殺をした場合には、精神障害を原因として自殺に至ったとの因果関係の考察に加えて、被保険者が自殺行為の直前に、その意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていたか否かを別途判断する必要があり、具体的には、①精神障害り患前の被保険者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの被保険者の言動及び精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の（精神障害以外の）動機の可能性等の事情を総合的に考慮するのが相当である。

ア　Aの本来の性格等（上記①）について」

「Aは、生真面目、几帳面、手を抜くことがない、努力家、責任感がある、物静か、相手に合わせる方であり、気長、温和、寡黙、我慢強い、社交性はあまりないものの、付き合いは良い、他者からの頼み事を断れない、悩みがあっても弱音を吐かないといった性格であった」。

「確かに、平成二七年三月頃以降、Aが子らを叱る回数が増え、しかも、すごい剣幕で叱るといった態度を示すようになっていたこと（略）は、Aが適応障害にり患していたことをうかがわせる事情といえ、また、Aの滞在していたホテルの居室内の机の上が乱雑な状態であったこと（略）は、Aの性格の変貌を表す事情とも解され、実際、労災認定では、同月中旬に適応障害を発症していたとされている（略）。」

「しかしながら、その一方で、職場では、同じ頃Aの性

格がそれ以前と比べて大きく変容していたことをうかがわせるエピソードは見当たらない上に、Aは、同年五月初旬頃には親族との交流を普通に楽しむこともでき（略）、同月六日にE国に出張する際も、スーツケースの修理やマイレージのポイント加算の手続を履践することを忘れておらず（略）、同月七日から同月一八日にかけて、Xとの間で夫婦としてごく普通に連絡を取り合い（略）、死亡する前日の午前中に現地の医療機関を受診するに際しても、上司に欠勤の連絡や受診した旨やその後の症状等を報告し、また、受診に備えて『吐き気がする』、『めまい』等の英訳を調べる等しているのであって（略）、こうした事実に照らせば、Aにあっては、適応障害を発症し、その症状として、非常に強い希死念慮が生じ、自殺抑止力の低下する状態となっていたとしても、なお、当該精神障害のために従前の性格（生真面目、几帳面、温和、付き合いが良いなど）が大きく変容したとまではいえず、むしろ、基本的にはそれが維持されていたというべきである。

イ　自殺企図に至るまでの言動及び精神状態（上記②）について

「Aは、自殺企図の直前に勤務先の関係者及び妻であるXに宛ててそれぞれ意味内容が明瞭で了解可能な（別離又は死をもって詫びる旨の）メッセージを残しており（略）、事に及ぶ直前まで自身の行おうとする行為（自殺企図行為）の意味を十分に理解していたことがうかがえる。」

「また、前記説示のとおり、Aは、死亡する前日に体調不良を訴えて医療機関を受診し、自身の症状を的確に伝えて対症的診療のみを受け（精神障害の診断を受けず）、しかも、その前後に勤務先の上司に連絡する等し、社会的に相当なふるまいも可能であった。」

「このように、Aにあっては、適応障害を発症した後もなお、死亡する直前頃まで、格別の異常行動を伴うような精神状態にあった様子はうかがわれない。

ウ　自殺企図行為の態様（上記③）について

前記説示のとおり、Aは、妻であるXへのメッセージを手帳に自署し、また、職場関係者へのメッセージを業務用のパソコン内で作成した上で、施錠され第三者に企図行為を制止され得ない居室内で、道具を用いて首を吊って死亡したものであり（略）、自身の行為の意味を理解し、必要な準備をして計画的に行為に及んだといえる。

エ　他の（精神障害以外の）動機の可能性等（上記④）について

前記説示のとおり、Aが数年以上にわたって関与してい

たC社のマレーシアでの事業（D）は、終始多くのトラブルや課題を抱える状況にあり（略）、Aも常にその対応に当たる中、苦慮することが継続し、転職をも具体的に考える状況にあったこと（略）、AがE国への出張中に滞在中のホテルの居室で首を吊ったこと（略）、Aは、妻であるXに対する遺書と思われるメモを書き残しているのみならず、職場関係者に対して迷惑をかけたことを詫びる内容のメッセージを業務用パソコンの画面に残していること（略）等の事情に照らすと、Aには、自殺を企図する明確な動機があったといえる。

(2)　以上の考察を総合すると、Aは、それ以前に職務上のストレスにより適応障害等の精神障害にり患し、これを原因として強い希死念慮が生じており、自殺抑止力が相当程度低下したことが認められるが、その状態においても、なお、自身の生命を絶つことを意識し、これを目的として行動したもの、すなわち、自身の生命を絶つことについての認識及び認容があったといえるから、Aが意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた状態で死亡したとは認められず、Aの死亡は、本件免責条項にいう『自殺』に当たると認められる。

(3)　これに対し、Xは、①前記(1)のとおり四要素を考慮しての判断は、そもそも、精神機能全体の病的変化がある疾患における意思決定能力の有無については有用であるが、本件のような適応障害の場合は、精神機能全体の病的変化がないから、四要素をそのまま適用するのではなく病態に即して変容させて検討すべきであること、②いわゆる『過労自殺』の場合には、精神障害としての強い希死念慮が当該労働者の自殺への抑止力を阻害する程度に至ったかどうかを検討して判断されているところ、本件についても同様に検討すれば、Aは、自殺行為の直前に自由な意思決定ができない状態、すなわち、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱した状態にあったといえること、③上記①②を踏まえて、前記(1)のとおりの四要素を考慮して判断すれば、Aは、自殺行為の直前、意思決定能力を喪失ないし著しく減弱した状態にあったというべきであることに照らすと、Aの死亡は、本件免責条項の『自殺』には該当しないと主張する。

X主張に係る上記①②については、『精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書』（略）の四〇頁に記載された労働者災害補償保険法（以下『労災保険法』という。）一二条の二の二第一項（『労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じ

させたときは、政府は、保険給付を行わない。』）にいう『故意』の解釈について述べられた記載に依拠しているものと考えられる。これによれば、『故意』の判断としては、『ＩＣＤ―10の診断ガイドラインに基づき、明確に対象疾病により患していたと判断され、当該精神障害が一般的に強い自殺念慮を伴うことが知られている場合には、当該患者が自殺を図ったときには当該精神障害により正常な認識、行為選択能力および抑制力が著しく阻害されていたと推定するとの取扱いが妥当である。』と記載されている。そして、これに続いて、『上記に該当する自殺の精神状態には次の二つの場合が含まれる。第一は、主として器質性精神病（Ｆ０）、精神作用物質使用による障害（Ｆ１）、精神分裂病（Ｆ２）、気分障害（Ｆ３）において、その症状としての病的な感情、思考に基づく自殺行為である。第二は、Ｆ４（神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害）、特にＦ43重度ストレス反応（急性ストレス反応（Ｆ43・０）と心的外傷後ストレス障害（Ｆ43・１））の下で遂行される自殺行為で、これらは精神機能全体の病的変化がなくても、強い絶望感、無力感、厭世観、虚無感、自責感などの激情に駆られて自ら死を選ぶものである。司法精神医学上、責任能力についての論争のある『情動行為』は、重度ストレス反応として取り扱うことが可能であると本検討会は結論した。換言すれば、本検討会は自殺する人の精神状態として、心神喪失に該当するような精神機能全体が著しく障害された状態のみでなく、不安、苦悩、絶望、虚無、厭世観を強く伴う激情の下で遂行される自殺行為、すなわち情動行為としての自殺をも重度ストレス反応として『故意』を問うべきではないと考えた。」と記載されている。

これを前提にすると、上記『第二』に分類されるＦ43重度ストレス反応（Ａの適応障害はここに分類される。）は、司法精神医学上、責任能力について争いがある情動行為にとどまるが、上記『第一』に分類される器質性精神病（Ｆ０）、精神作用物質使用による障害（Ｆ１）、精神分裂病（Ｆ２）等と同様に『故意』を問うべきでない場合もあり得るとして結論付けているにとどまる。

すなわち、上記文献は、自殺の故意の検討に当たっては、強い絶望感、無力感、厭世観、自責感などの激情に駆られての情動行為によるものと認められる場合には、精神機能全体の病的変化がなくても、器質性精神病等と同様に解することができると述べているにすぎず、決して、意思決定能力の有無を判断するに際し、精神機能全体の病的変化が

ある疾患と適応障害を含むF43重度ストレス反応について異なる判断基準を取るべきであるとか、適応障害を含むF43重度ストレス反応については、情動行為による自殺であれば、常に『故意』がないとまで述べているものではない。

そうすると、Xが上記①を主張するに当たって依拠した文献の立場によっても、適応障害の影響による自殺行為については、情動行為による自殺であるといえることを条件として、精神機能全体の病的変化がある疾患と同様に意思決定能力の有無について判断することができることを述べているにとどまるのであって、これをもって直ちにX主張に係る上記①を採用することはできない。また、『過労自殺』の場合には、精神障害としての強い希死念慮が当該労働者の自殺への抑止力を阻害する程度に至ったかどうかを検討して判断されているところ、これが肯定されても、精神機能全体の病的変化がある疾患のある者が自殺した場合と同様に、別途、四要素に基づいて意思決定能力の有無を検討する必要があるのであって、希死念慮が当該労働者の自殺への抑止力を阻害する程度に至ったことが肯定されても、それをもって直ちに、自由な意思決定ができない状態、すなわち、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱していた状態にあったといえることまで肯定されることにはならない。そうすると、X主張に係る上記②についても採用し難い。

そして、本件について前記⑴のとおりの四要素を考慮してAの意思能力の有無について検討すると、Aは、自殺行為の直前、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱した状態にあったといえないことは、前記⑴⑵のとおりであり、X主張に係る上記③にも理由がないというべきである。

なお、以上のように解すると、労災保険法一二条の二の二第一項の『故意』による死亡に該当しないと解すべき事案であっても、本件免責条項の『自殺』に該当することがあり得る。Aの自殺の事案については、職務上のストレスにより適応障害となり、希死念慮が生じて自殺に至ったものであるから、上記労災保険法の条項の『故意』には該当しないと解することはできるものの、希死念慮によって自殺抑止力が低下した精神状態でも、前記⑴⑵のとおり、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱したものとまでは認められないとして、本件免責条項の『自殺』に該当するものと解することになる。これについては、本件免責条項の趣旨について、前記⑴の説示のとおり、労災保険法一二条の二の二第一項の『故意』の趣旨（同条項は、故意がある場合には、当然に業務外であることから支給の対象外である

ことを確認的に規定したものにとどまると解される。）とは異なることによるものであり、本件免責条項の解釈適用の帰結であって、不当なものではないというべきである。

(4) したがって、Aは、本件保険契約に係る各責任開始日（いずれも平成二五年一二月四日）から起算して三年以内の日である平成二七年五月一九日に『自殺』したものであり、本件免責条項が適用されることになる。」

「以上の次第で、XのY保険会社に対する請求は理由がなく棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。」

〔研　究〕

判旨に賛成する。

はじめに

本件は、三年の自殺免責期間中の被保険者の自殺について、保険金受取人が、被保険者の職務上の重度ストレスを原因とする適応障害によるものであるという労災認定を根拠に被保険者の死亡が精神障害中の自殺に該当し、保険者の保険金の支払いは免責されないと主張した事案である（本判決についての先行評釈として、嘉村雄司「判批」事例研レポ三五二号（二〇二二）二一頁、増岡謙一「判批」事例研レポ三五六号（二〇二二）一頁がある。）。

近年、労災保険において、精神障害による被保険者の自殺が労災認定された場合には、保険金請求者側から、生命保険においても、精神障害中の自殺であるとして保険者の自殺免責を否定すべきであるとの主張がなされる裁判例が少なからず見られる。もっとも、多くはうつ病による自殺についてである。適応障害による自殺については少ない（後掲甲府地判平成二七年七月一四日は適応障害による自殺の事案である。）。そのため、本判決はどのように判断しているのか、適応障害による自殺の労災認定の結果は保険者の自殺免責に影響を与えるか、理論構成に何か変化があるか、保険実務に何か参考とするべきか、などが注目される。

そこで、本稿においては、まず保険法における自殺免責条項の趣旨・自殺の定義、約款上自殺免責期間を設ける趣旨を確認した上で、生命保険における精神障害中の自殺に関する判断基準、労災保険における業務上の精神障害による自殺に関する行政解釈と認定基準を生命保険の自殺免責へ適用することの可否について、それぞれ整理しつつ本判決の理論構成、結論等の妥当性を検討する。

1．自殺免責条項

（1）保険法における自殺免責条項

ア．自殺免責条項の変遷

（詳細については、宮島司『逐条解説保険法』（弘文堂・二〇一九）六八〇頁以下［李鳴］。）

自殺免責条項は、ロエスレル草案から設けられてきた。もっとも、ロエスレル草案七四五条一項三号では「随意及ヒ故意ヲ以テ死亡」とし、明治二三年商法六八二条三号では「其他故意ノ所為」として、いずれも「自殺」という文言を用いていなかった。そして、被保険者が精神錯乱または思力・知力の衰弱により自由に決断する能力を失ったときは、「随意ト看做スベカラス」、すなわち、免責条項の自殺と見なすべきではないと解されていた。

明治三二年商法は、四三一条一項一号（改正前商法六八〇条一項一号）において、「自殺」という文言をはじめて用いるようになり、保険契約全期間の自殺免責条項を明確に定めていた。また、ここにいう自殺には、特約がない限り、精神錯乱者（精神障害者）の自殺は含まれないとした。なぜなら、精神障害者の自殺は故意に自ら招致した死亡ではないと解されていたからである。

保険法五一条一号では、「被保険者が自殺をしたとき」、保険者は保険給付義務を免れ、免責期間は、改正前商法の立場を維持し責任開始後の全保険期間にわたるものとしている。

イ．法定自殺免責の趣旨

被保険者の自殺を保険者免責事由とする趣旨は、被保険者の自殺が射倖契約としての生命保険契約の性質上要請される当事者間の信義誠実の原則に反すること、生命保険契約が不当の目的に利用されるのを防ぐためであること、生命保険が自殺を助長することに対する社会的非難を回避すること等にあると解されている（大森忠夫『保険法（補訂版）』（有斐閣・一九八五）二九二頁、大澤康孝「生命保険における自殺免責」エコノミア八九号（一九八六）六頁、最判平成一六・三・二五民集五八巻三号七五三頁、法制審議会保険法部会第五回議事録一九頁、山下友信＝永沢徹編『論点体系 保険法二』（第一法規・二〇一四）一四五頁［山下友信］等参照）。

つまり、生命保険契約は射倖性を有する契約であるため、信義誠実の原則が要請されている。被保険者は、保険契約者を兼ねる場合は契約当事者、兼ねない場合は契約同意者であることから、契約当事者と同様に、被保険者は保険者との関係で信義誠実の原則に従って行動することが要求さ

れる（榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（下巻）』（商事法務・二〇〇七）三五二頁）。被保険者は、その生死が保険事故とされている者であるから、その者が故意に保険事故を発生させる（自殺する）ことは、保険制度の健全な運営を破壊すること、また、保険金受取人に保険金を取得させることが被保険者の自殺の唯一または主要な動機である場合に、保険金の支払いを認めると、自殺を誘発または助長し、生命保険契約が不当な目的に利用される危険が増加し公益に反することになるため、それを防ぐ必要がある。

ウ．自殺免責条項にいう「自殺」の定義

自殺免責条項にいう「自殺」とは、判例・通説では古くから、被保険者が自己の命を絶つことを意識し、かつこれを目的として死亡の結果を招く行為をいい、自己の意思決定によらず、過失行為による場合はもちろん、意思無能力者や精神病その他による精神障害中や心神喪失中の被保険者の動作に起因する場合は、これには含まれないと解されてきた（大判大正五・二・一二民録二二輯二三四頁、大判昭和一三・六・二二判決全集五輯一三号一四頁、大判昭和一五・七・一二判決全集七巻二五号五頁、松本烝治『保険法』（中央大学・一九二六年）二二七頁、倉澤康一郎『保険法講義』（山嶺書房・一九八二）一三七頁、大森・保険法二九一頁、山下友信『保険法』（有斐閣・二〇〇五）四六八頁、潘阿憲『保険法概論〔第二版〕』（中央経済社・二〇一八年）二四八頁等）。

つまり、過失による死亡や精神病その他の精神障害中の自殺も、自己の生命を絶つという意識なくして行われるものであり、また、人命救助や正当防衛により死亡した場合は、被保険者において自らの死亡の結果の認識または認容があったとしても、死亡の結果を目的としたものではないから、免責事由としての自殺には該当しないということである。

なお、立証責任については、被保険者の自殺は保険者の免責事由とされるから、その立証責任は保険者側が負うが、精神障害中の自殺であり免責事由とならないことの立証責任は、公平の見地（立証責任の公平な分配という観点）から、保険金請求者側が負う。これは、判例・通説として確立されている（判例・通説）。

（2）約款上自殺免責期間を設ける趣旨

約款上の自殺免責条項も明治期から存在する（沿革の詳細については、千々松愛子「労災認定された精神障害による自殺と生命保険契約における自殺免責規定適用の関係―

団体信用生命保険の特殊性を中心に―」生保論集二一三号（二〇二〇）九〇頁以下）。全期間免責とされる保険法と異なり、保険者の責任開始の日または契約復活の日から一定の期間（通常、二年ないし三年）以内に被保険者が自殺した場合に限って保険金の支払いを免れるとし、免責期間経過後の自殺については、自殺の動機・原因等の如何を問うことなく保険金を支払ってきた。もっとも、公序良俗に反した場合は、この限りではないとされている（最判平成一六年三月二五日民集五八巻三号七五三頁）。

約款上免責期間を設ける趣旨としては、①免責期間経過後の自殺と契約締結時の動機との関係は一般的に希薄であり、仮に契約締結時に受取人に保険金を取得させるための自殺の意思があったとしても長期間その意思を持続して自殺を決行できる者はさらに少ないこと、②自殺の真の動機・原因が何であったかを保険事故発生（被保険者死亡）後に解明することは極めて困難であること、③そもそも自殺は犯罪行為ではなく、自殺原因が保険契約とは関係ないその他の同情すべき事情にある場合が多いこと、④残された遺族の生活保障を重視するのが妥当であり、保険金を支払うことは公序良俗に反するとは言えないことなどが挙げられている（大森・前掲保険法二九二頁、大澤・前掲論文一〇頁以下、前掲最判平成一六年等）。そして、保険法の自殺免責規定が絶対的強行規定ではないことから、自殺免責の期間を設ける約款は、いわゆる不可争約款の一種と解され、保険者の免責範囲を縮小している点で保険加入者の利益になるとして、有効と解されている（潘・前掲概論二四九頁等）。

（3）本判決の検討

本件免責条項では、責任開始日（責任開始期の属する日）から起算して三年以内の自殺により被保険者が死亡したときは、保険金を支払わない旨の免責条項が規定されている。本件保険契約の責任開始日は平成二五年一二月四日、Aの死亡日は平成二七年五月一九日であり、責任開始日から三年が経っていないため、Aの死亡が本件免責条項にいう「自殺」に該当するのであれば、Y保険会社は保険金の支払いを免れることになる。

本判決は、Aの死亡が本件免責条項にいう「自殺」に該当するかという争点について、まず、本件免責条項にいう「自殺」とは、「被保険者が自分の生命を絶つことを意識し、これを目的としてその生命を絶つことをいい、過失による死亡や、意思無能力者や精神病その他の精神障害や心神喪失中の被保険者が自己の生命を絶つ場合のように、生命を

絶つ意識なくして死亡する場合を含まない」として、従来の判例・通説の解釈を示している。

次に、「自殺の場合に本件免責条項によって保険金の支払義務が免責されるのは、被保険者が故意に保険金の支払われる事態を発生させることは射幸契約としての保険契約における当事者間の信義誠実の原則に反するという考えに依拠するものであって、精神障害中の自殺に本件免責条項が適用されないのは、精神障害によって被保険者が意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていた場合には、こうした信義誠実の原則に反するとはいえないからとされている」として、自殺免責の趣旨および精神障害中の自殺が自殺免責に非該当する理由を説示した。

もっとも、本判決においては、自殺免責の趣旨が、判例・通説で挙げられている生命保険契約が不当の目的に利用されるのを防ぐためという点については言及されていない。保険金受取人でもない被保険者の自殺が生命保険契約を不当の目的に利用したことは一般的に考えにくいことから、かかる文言を持ち込まない本判決は妥当と考える。

続いて、本判決はさらに、「自殺の多くが何らかの精神障害あるいは異常な精神状態に起因するといわれていることに照らすと、被保険者が精神障害に起因して自殺したのであれば、これをもって、直ちに意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていた場合に該当するものとして、本件免責条項の『自殺』に該当しないと解することも相当ではない（たとえば、うつ病者は自殺念慮を抱き自殺を企図することが見られ、殊に発病初期と回復期に発作的に自殺を図ることが多いことが認められるところ、このような自殺行為についても全て本件免責条項の『自殺』に該当しないと解することは、契約当事者の合理的意思に反し〔保険者は、リスクを避けるため、うつ病者の保険加入についてとりわけ慎重となる事態が予想され、被保険者にとっても不利益となって、ひいては保険制度の健全な維持運営を害する結果になる。〕、相当でないことは明らかである。）。」として、精神障害中の自殺を厳格に判断する趣旨を説示した。

ここに注目したいのは、「契約当事者の合理的意思に反し」以下の括弧書である。これは、従来の裁判例では見られなかったものである。近年の裁判例においては「契約当事者の合理的意思に反し」という文言がよく用いられているが、それが何を意味するかは明らかではない。ここは本判決の丁寧さが表れている。

2．生命保険における精神障害中の自殺に関する判断基準

前述のように、判例・通説によれば、精神障害中の自殺は、自己の生命を絶とうとする意思決定に基づいたものではないから、保険者の自殺免責の対象とならない。さて、「精神障害」とはどの程度のものであるか、「精神障害中の自殺」とはいかなる行為であるかについては、必ずしも明らかではないため議論がある。被保険者が自殺の当時、精神障害の状態にあったか否かは、事案によっては判断が極めて困難である。

（1）下級審裁判例

「精神障害中の自殺」の該当性について、従前の下級審裁判例においては、「発作的精神障害中の動作に基因した自殺であったこと、自殺時に被保険者の自由な意思決定を阻害するような精神障害があったこと、自殺時に統合失調症等の精神疾患により心神喪失の状態であったこと」等の基準により判断されてきた（山田拓広「判批」事例研レポ三四三号（二〇二一）一六頁）。

しかし、京都地判平成一二年五月一一日生判一二巻二八八頁には判断基準の変化があり、自由な意思決定能力が著しく制限されている状態の下における自殺も精神障害中の自殺と認められた。

そして、新潟地判平成一三年三月二三日生判一三巻三三八頁・同控訴審東京高判平成一三年七月三〇日生判一三巻六一七頁は、被保険者の自殺企図行為が精神障害中の動作に起因した、自由意思に基づかないものといえるか否かについて、次のように判示した。「一般に自殺の多くが何らかの精神障害に起因するといわれていることに照らすと、精神障害に起因する自殺企図行為の全てが本件免責約款・特約にいう『故意』に該当しないとするのは、契約当事者の合理的意思に反し、相当でない。自殺企図行為が精神障害に起因することによって本件免責約款・特約にいう『故意』への該当性を否定されるか否かは、①精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動および精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮し、当該精神障害が行為者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果自殺企図行為に及んだものと認められるか否かによって判断すべきであると解するのが相当である。」

この四つの要素（以下「四要素」という。）と「自由な意思決定能力」（以下、併せて「四要素等」という。）に着目する判断枠組みは、その後の下級審裁判例で踏襲されている（たとえば、大阪高判平成一五年二月二一日金判一一

六六号二頁、大分地判平成一七年九月八日判時一九三五号一五八頁、東京高判平成一八年一一月二一日生判一八巻七六〇頁、奈良地判平成二二年八月二七日判タ一三四一号二一〇頁、甲府地判平成二七年七月一四日労働判例一一二九号八一頁・判時二二八〇号一三一頁、東京地判平成二七年一一月一六日判タ一四二五号三〇四頁、東京地判平成三一年一月一一日D1-Law.com 29052601、東京地判令和二年七月二〇日D1-Law.com 29060652等）。もっとも、山形地判平成三〇年一一月二七日文献番号2018WLJPCA11276012では、四要素が用いられていない。

（2）学　説

ア．「精神障害」の定義について

学説では、免責対象外の精神障害中の自殺として評価すべき場合の「精神障害」とは、次のように解されている。

山下友信は、被保険者が「自由な意思決定をなしうる状態にはなかったということを意味し、局面は異なるが法律行為論上の意思能力の欠如と実質的には同じ程度のもの」であり、「一時的な精神障害であってもよい。」と解している（山下（友）・前掲保険法四六八頁、山下（友）＝永沢・前掲保険法二・一四八頁［山下友信］）。ここにいう「法律行為論上の意思能力」とは、自己の行為の法的な結果を認識することができる能力を指すが、この意思能力を欠いた場合は、従来、「心神喪失」と称され、その状態でなされた法律行為は無効であると解するのが判例・通説である。

そして、遠山聡は、精神病等に起因する心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害に陥った状態での自殺を指すとしている（遠山聡「判批」保険法判例百選（二〇一〇）一六五頁）。

竹濱修は、「病気等により精神障害があるとしても、それが行為時点において心神耗弱など被保険者の意思活動をほぼ無きに等しい状態にしていたと認められることがなければ故意を否定することはできない」とし、自殺免責の対象外である被保険者の精神障害中の自殺を厳格に解するべきであるとしている（竹濱修「追加説明」事例研レポ二六五号（二〇一二）二二頁）。

また、潘阿憲は、そもそも、人間が自殺という尋常ではない行為を決行する過程において、「何らかの精神的異常が見られるのが通例であり、そのような場合すべてについて精神障害があったとして免責対象外とすると、自殺免責の適用範囲が狭められすぎて、自殺免責を認める保険法ないし保険約款の趣旨が没却されるおそれがある。」と考え

ている（潘阿憲「精神障害中の自殺と保険者免責」生保論集一九六号（二〇一六）一〇〇頁。精神医学上、自殺者の八〇％～一〇〇％に何らかの精神障害の存在が認められ、精神障害に関連しない自殺は極めてわずかであるという統計がある――飛鳥井望「自殺の背景をなす精神障害」樋口輝彦編『自殺企図～その病理と予防・管理』（永井書店・二〇〇三）六一頁）。

イ．「自由な意思決定能力」について

学説においても、精神障害中の自殺として保険者免責が否定されるのは精神障害により被保険者が自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させている場合に限られるべきであるとして、前掲新潟地裁平成一三年の判旨を肯定的に評価するものが多い（山下典孝「判批」金判一一七一号（二〇〇三）六三頁、竹濱修「判批」商事一八七八号（二〇〇九）六八―六九頁、中込一洋「判批」事例研レポ一七四号（二〇〇二）五―六頁、松田敬「判批」事例研レポ二九〇号（二〇一五）二四頁等参照）。また、それのみならず、被保険者の死への行動制御能力を喪失ないし著しく減弱させた状態も含まれるとの見解もある（遠山・前掲「判批」一六五頁、原弘明「生命保険法における精神障害・疾患に関するわが国裁判例の体系的分析――自殺免責・告知義務違反を中心に――」生保論集（二〇一五）八七頁）。

一方、自由な意思決定ができない状態には、意思決定能力が喪失している場合だけでなく、著しく減弱している場合まで緩和的に認めるのが果たして適切なのかにつき疑問が呈されている（大野澄子「判批」事例研レポ二九九号（二〇一六）一〇頁、千々松・前掲論文一〇六頁）。

「精神疾患に起因する精神障害により自由な意思決定能力が阻害されるか否かは、各種の間接事実に基づいて法的に評価すべきものである。自殺行為はもともと正常な精神状態が阻害されている状態の下で行われるものであるから、うつ病等の精神疾患に罹患したという事実をもって、直ちに自由な意思決定能力が阻害されたと見るべきではない」との指摘もある（潘・前掲論文一一五頁）。

ウ．「四要素」について

学説の多くは、裁判例のこの四要素の判断枠組みを支持している（潘・前掲論文一〇四頁、芦原一郎「判批」事例研レポ二一五号（二〇〇七）一一・一二頁、竹濱修「判批」商事一八七八号（二〇〇九）六八頁以下、白井正和「生命保険における被保険者の精神障害中の自殺」『企業法の進路――江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣・二〇一七）六八四頁等）。もっとも、要素③（自殺企図行為の態様）

は判断基準から除外されるべきであり、要素④（他の動機の可能性等の事情）を主たる判断基準としつつ、要素①（精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格）と要素②（自殺企図行為に至るまでの行為者の言動および精神状態）を補充的に用いるとともに、他の事情を排除すべきではないとの見解（原・前掲「判批」九六頁）、要素③を最初に検討し、要素②①④の順に検討すべきとする見解（勝野義人「判批」ひろば六九巻五号（二〇一六）六九頁）、要素①から④の事情を総合的に考慮し、いずれかの事情を絶対視すべきではないとする見解（山下友信『保険法（下）』二四〇頁（有斐閣・二〇一二）二四八頁）、単に四つの要素への当てはめを行うのではなく、医学的知見を踏まえ、被保険者の自殺企図行為が自由な意思決定をすることができない状態で行われたかを判断するために必要な事実を丁寧に認定し、法的判断としての結論を導くことが必要であるとする見解（小野寺千世「判批」事例研レポ三三九号（二〇二二）一〇頁）などが見られる。

エ．小括

以上より、学説には、一般に、自殺の多くが何らかの精神障害に起因するため、精神障害に罹患していることをもって直ちに免責事由に該当しないとはいえず、免責対象外となる精神障害中の自殺を厳格に捉えるべきであり、「四要素」も、「自由な意思決定ができない状態」も、精神障害の有無は重要な判断要素となるものの、他の事情を総合的に判断するとの見解が多い。

（3）本判決の検討

本判決は、「被保険者が精神障害により自殺をした場合には、精神障害を原因として自殺に至ったとの因果関係の考察に加えて、被保険者が自殺行為の直前に、その意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていたか否かを別途判断する必要があり、具体的には、四要素等の事情を「総合的に考慮するのが相当である。」として、次のように、本件事案で認定事実に照らしながら四要素の順に沿って逐一検討した。

ア．Aの本来の性格等（四要素①）について

認定事実に照らせば、「Aにあっては、適応障害を発症し、その症状として、非常に強い希死念慮が生じ、自殺抑止力の低下する状態となっていたとしても、なお、当該精神障害のために従前の性格（生真面目、几帳面、温和、付き合いが良いなど）が大きく変容したとまではいえず、むしろ、基本的にはそれが維持されていたというべきである。」とした。

イ．自殺企図に至るまでの言動および精神状態（四要素②）について

「Aは、自殺企図の直前に勤務先の関係者及び妻であるXに宛ててそれぞれ意味内容が明瞭で了解可能な（別離又は死をもって詫びる旨の）メッセージを残しており（略）、事に及ぶ直前まで自身の行おうとする行為（自殺企図行為）の意味を十分に理解していたことがうかがえる。」また、「Aは、死亡する前日に体調不良を訴えて医療機関を受診し、自身の症状を的確に伝えて対症的診療のみを受け（精神障害の診断を受けず）、しかも、その前後に勤務先の上司に連絡する等し、社会的に相当なふるまいも可能であった。」「このように、Aにあっては、適応障害を発症した後もなお、死亡する直前頃まで、格別の異常行動を伴うような精神状態にあった様子はうかがわれない。」とした。

ウ．自殺企図行為の態様（四要素③）について

「Aは、妻であるXへのメッセージを手帳に自署し、また、職場関係者へのメッセージを業務用のパソコン内で作成した上で、施錠され第三者に企図行為を制止され得ない居室内で、道具を用いて首を吊って死亡したものであり（略）、自身の行為の意味を理解し、必要な準備をして計画的に行為に及んだといえる。」とした。

エ．他の（精神障害以外の）動機の可能性等（四要素④）について

「Aが数年以上にわたって関与していたC社のマレーシアでの事業（D）は、終始多くのトラブルや課題を抱える状況にあり（略）、Aも常にその対応に当たる中、苦慮することが継続し、転職をも具体的に考える状況にあったこと（略）、AがE国への出張中に滞在中のホテルの居室で首を吊ったこと（略）、Aは、妻であるXに対する遺書と思われるメモを書き残しているのみならず、職場関係者に対して迷惑をかけたことを詫びる内容のメッセージを業務用パソコンの画面に残していること（略）等の事情に照らすと、Aには、自殺を企図する明確な動機があったといえる。」とした。

オ．結　論

「以上の考察を総合すると、Aは、それ以前に職務上のストレスにより適応障害等の精神障害にり患し、これを原因として強い希死念慮が生じており、自殺抑止力が相当程度低下したことが認められるが、その状態においても、なお、自身の生命を絶つことを意識し、これを目的として行動したもの、すなわち、自身の生命を絶つことについての認識及び認容があったといえるから、Aが意思決定能力を

喪失ないし著しく減弱させた状態で死亡したとは認められず、Aの死亡は、本件免責条項にいう『自殺』に当たると認められる。」との結論に至った。

このように、本判決は、Aの死亡が、精神障害を原因として自殺に至ったとの因果関係を考察した上で、近時の裁判例の判断方法および判断基準を踏襲し、Aが自殺行為の直前に、その自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させていたか否かについて、四要素をすべて用いてかつ順序を変更せずに、また四要素にとどまらず他の要素も考慮して、周到に検討した結果、Aの死亡が本件免責条項にいう「自殺」に当たると判断した。

3．労災保険における業務上の精神障害による自殺に関する認定基準等

（1）労災保険法に関する行政解釈

労働者災害補償保険法（昭和二二年法律第五〇号。以下「労災保険法」または「労災法」という。）一二条の二の二第一項は、「労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。」とし、労働者の故意による死亡等について、保険給付が免責されることになると定めている。

ここにいう「故意」について、昭和四〇年七月三一日基発（労働基準局長名で発する通達）第九〇一号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」により、結果の発生を意図した故意であると解釈されてきたところ、平成一一年九月一四日基発第五四五号「精神障害による自殺の取り扱いについて」では、「業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には、結果の発生を意図した故意には該当しない。」との行政解釈が示されている。これは、近年、心理的負荷による精神障害等に係る労災請求事案が増加傾向にあることを踏まえて、従来の解釈を改めたものであり、いわば、労働者の保護という社会政策的な見地から、過労自殺が蔓延することを抑止し、かつ過労自殺をした労働者とその家族の救済を目的として、過労自殺の労災認定基準を緩和したものと解されている（山下典孝「生命保険契約における自殺免責条項に関する若干の考察」法学新報一〇九巻九・一〇号（二〇〇三）六一六頁）。

（2）業務上の精神障害による自殺の認定基準

労働者の精神障害が業務に起因するか否かについて、労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成二三年一二月二六日基発一二一六第一号）は、以下のように定めている。

ア．対象疾病

労災認定基準で対象とする疾病（以下「対象疾病」という。）は、国際疾病分類第一〇回修正版（以下「ＩＣＤ―10」という。）第五章「精神および行動の障害」に分類される精神障害であって、対象疾病のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主としてＩＣＤ―10のＦ2からＦ4に区分され、それぞれにおいてコード付けで具体的な症状が記載されている。

イ．認定要件

次の①～③のいずれの要件も満たす対象疾病は、業務上の疾病として取り扱われる。①対象疾病を発病していること。②対象疾病の発病前おおむね六か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。③業務以外の心理的負荷および個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。これは、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こり、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス―脆弱性理論」に依拠しているものである。

ウ．認定要件の具体的判断

① 発病の有無等の判断について、主治医の意見書や診療録等の関係資料、請求人や関係者からの聴取内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断される。

② 業務による心理的負荷の強度の判断について、精神障害発病前おおむね六か月の間に、対象疾病の発病に関与したと考えられる業務によるどのような出来事があり、また、その後の状況がどのようなものであったかを具体的に把握し、それらによる心理的負荷の強度はどの程度であるかについて、「業務による心理的負荷評価表」を指標として「強」、「中」、「弱」の三段階に区分される。総合評価が「強」と判断される場合には、業務による強い心理的負荷と認められる。

③ 業務以外の心理的負荷および個体側要因の判断について、それらの出来事の心理的負荷の強度について、「業

務以外の心理的負荷評価表」を指標として、心理的負荷の強度を「Ⅲ」、「Ⅱ」または「Ⅰ」に区分される。強度が「Ⅱ」または「Ⅰ」の出来事しか認められない場合は、原則として業務による強い心理的負荷に該当するものと取り扱われる。「Ⅲ」に該当する業務以外の出来事のうち心理的負荷が特に強いものがある場合や、「Ⅲ」に該当する業務以外の出来事が複数ある場合等については、それらの内容等を詳細に調査の上、それが発病の原因であると判断することの医学的な妥当性を慎重に検討して、業務による強い心理的負荷に該当するか否かが判断される。

④　そして、自殺については、ＩＣＤ―10のＦ２からＦ４に区分される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性が認められる。

（３）本判決の検討

本件事案では、Ａが発症した対象疾病は、Ｆ４「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」のＦ43「重度ストレスへの反応及び適応障害」とされ、心理的負荷の総合評価としては、業務上の心理的負荷が「中」である出来事が複数認められ、かつそれらが強く関連して生じていることなども考慮して「強」と判断されるものであり、業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因についても特に認められないことから、業務起因性が肯定されたわけである。

４．労災保険の認定基準等の生命保険の自殺免責判断への適用可否

以下において、労災保険の行政解釈ないし認定基準（以下「認定基準等」という。）を生命保険の自殺免責に適用することができるかを検討する。

（１）労災関係の精神障害中自殺をめぐる下級審裁判例

近時、労災関係の精神障害中の自殺をめぐる下級審裁判例は、①前掲大阪高判平成一五年、②前掲大分地判平成一七年、③前掲東京高判平成一八年、④前掲甲府地判平成二七年、⑤前掲東京地判平成二七年、⑥前掲山形地判平成三〇年、⑦前掲東京地判平成三一年、⑧前掲東京地判令和二年が挙げられる。うち、労災認定と同様に精神障害中の自殺を認め保険者免責を否定したのは、②④⑧である。その他は、労災認定と異なり精神障害中の自殺を認めず保険者免責を肯定した裁判例である。いずれもほぼすべては四要

素および自由な意思決定能力の観点から判断している。そして、ほぼすべての裁判例は、労災保険の認定基準等を生命保険における保険者の自殺免責の判断に適用することを否定している。その理由は、以下のように整理する。

ア．免責条項の趣旨が異なる

労災保険の免責条項は、故意がある場合には当然に業務外であることから支給の対象外であることを確認的に規定したものであるのに対し、生命保険の免責条項は、被保険者が故意に保険金の支払われる事態を発生させることは当事者間の信義誠実の原則に反することから保険金を支払わないことにしたものである（前掲①②③④⑤⑦裁判例）。

イ．保険実務が異なる

労災保険の実務においては、労災認定という行政取扱いを全国一律に迅速、適正に行うためには、形式的、画一的、統一的な基準設定が必要であったことなどの点を無視することはできないことを前提としている。一方、生命保険の実務においては、このような形式的、画一的、統一的な基準設定の必要性は、労災実務と同様には認められない（前掲①②⑤⑥⑦裁判例）。

ウ．被保険者との関係が異なる

労災保険においては、被保険者は労働者であり、労働者と事業主との間に雇用関係がある。これに対し、生命保険においては、被保険者と保険会社との間で業務上か業務外かを論ずるような関係すなわち雇用関係はない（前掲①裁判例）。

エ．自殺免責の判断基準が異なる

労災保険は、労働者保護という社会政策目的に基づく強制加入の社会保険であることから、生命保険とでは、保険制度自体の目的や自殺免責の趣旨が異っているため、労災保険における自殺免責の判断基準を生命保険においても直ちに用いることはできない（前掲⑤裁判例）。

オ．その他

自殺の多くが何らかの精神障害に起因するといわれていることに照らすと、労災認定上の精神障害に起因する自殺がすべて生命保険の自殺免責約款の「自殺」に該当しないとすれば、生命保険の自殺免責約款を設けた意味が失われることとなり妥当でない（前掲⑤裁判例）。

（2）学　説

これまでのところ、学説の多くも、労災保険の行政解釈ないし認定基準は労災保険に関する固有のものであるため、生命保険の免責事由としての自殺の判断に際しては、労災保険の行政解釈ないし認定基準を類推適用するのは適切で

はないと考えられており（大澤・前掲論文一八六頁、山下（典）・前掲「判批」六四頁、中込一洋「人格障害による自殺企図行為と高度障害条項」落合誠一＝山下典孝編『保険判例の分析と展開』金判一三八六号（二〇一二）八九頁、潘・前掲論文一二〇頁等）、かかる見解が支配的である。その理由は、前掲下級審裁判例の理由に加えて、以下のように補足されている。

ア．保険制度の違い

労災保険法を根拠法とする労災保険は公保険である。業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて、業務上の事由または通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者およびその遺族の援護等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とし（労災法一条）、政府が管掌するものとされ（同法二条）、使用者の安全配慮義務を前提に労働者保護を図るという社会政策を実現するための手段として位置づけられている。それが故に、労災保険は、収支相等の原則や給付反対給付均等の原則の保険技術が修正されている。これに対し、生命保険は私保険である。私的保険制度が健全に運営されるためには収支相等の原則や給付反対給付均等の原則が必要不可欠とされている。このように、労災保険と生命保険は、同じ保険という仕組みでありながら、性格が全く異なるものである。そして、このような制度上の相違が保険給付要件のみならず、免責事由の解釈等においても反映されざるを得なくなる（潘・前掲論文一一八頁等参照）。

イ．相当因果関係の要否の違い

労災保険の場合は、業務起因性、すなわち業務と死亡との間の相当因果関係が存することを必要とする。特定の精神障害が発病したことだけでなく、強度の業務上の心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したことが要件とされている点が重要である。実質的にみれば、業務と死亡との間の相当因果関係と自殺非該当とは、いわば表裏の関係になる。しかし、生命保険の場合は、構造が全く異なる。強度の業務上の心理的負荷は前提でなく、何らかの原因と死亡との間の相当因果関係も問題とされない。つまり、「自殺」は独立した免責事由であり、自殺非該当性と相当因果関係とは、表裏の関係にない（芦原・前掲「判批」一一頁）。

ウ．自殺防止の政策的観点から

厳格な解釈の必要性を説くものとして、もし、生命保険

の免責事由について労災保険法のそれと同義に解釈しなければならないとすれば、保険法および生命保険約款の自殺免責条項の適用が著しく制限されてしまうことになる。これは、生命保険契約が被保険者の自殺を助長することになりかねず、保険法および生命保険約款の自殺免責条項の趣旨にも反し妥当な解釈論とは言い難い（大澤・前掲論文一八六頁、山下典孝「生命保険契約における自殺免責条項に関する若干の考察」法学新報一〇九巻九・一〇号（二〇〇三）六一六頁等）。

一方、労災保険、生命保険のいずれもＩＣＤ―10等の医学的知見を前提に種々の事情を勘案して判断していることを踏まえると、少なくとも客観的かつ厳格な基準に基づいて労災認定されている事実は、生命保険約款上の免責条項の自殺該当性を判断する上で、極めて重要な判断基準の一つとなりうることは間違いないとする見解もある（長谷川仁彦「判批」ひろば六八巻五号（二〇一五）六九頁、千々松・前掲論文一一〇頁）。

（3）本判決の検討

Ｘは、本件のような適応障害の場合は、精神機能全体の病的変化がないから、四要素をそのまま適用するのではなく病態に即して変容させて検討すべきであり、いわゆる「過労自殺」の場合には、精神障害としての強い希死念慮が当該労働者の自殺への抑止力を阻害する程度に至ったかどうかを検討して判断しているところ、本件についても同様に検討すれば、Ａは、自殺行為の直前に自由な意思決定ができない状態、すなわち、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱した状態にあったといえることなどに照らすと、Ａの死亡は、本件免責条項の「自殺」に該当しないと主張している。

これに対して、本判決では、Ｘの主張は、「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」（以下「労災認定報告書」という。）に記載された労災保険法一二条の二の二第一項にいう「故意」の解釈について述べられた記載に依拠し、かかる「故意」の判断としては、ＩＣＤ―10の診断ガイドラインに基づいたものであると考えられるとした上、ＩＣＤ―10の診断ガイドラインについて詳細に説示するとともに、それに基づいた労災認定報告書の結論を分析している。つまり、労災認定報告書は、「自殺の故意の検討に当たっては、強い絶望感、無力感、厭世観、自責感などの激情に駆られての情動行為によるものと認められる場合には、精神機能全体の病的変化がなくても、器質性精神病等と同様に解することができると述べているにすぎず、決し

て、意思決定能力の有無を判断するに際し、精神機能全体の病的変化がある疾患と適応障害を含むF43重度ストレス反応について異なる判断基準を取るべきであるとか、適応障害を含むF43重度ストレス反応については、情動行為による自殺であれば、常に『故意』がないとまで述べているものではない。」と判示した。さらに、仮に、同労災認定報告書の立場によっても、「適応障害の影響による自殺行為については、情動行為による自殺であるといえることを条件として、精神機能全体の病的変化がある疾患と同様に意思決定能力の有無について判断することができることを述べているにとどまるのであって」、これをもって直ちに本件判断要素として採用することはできないとした。また、「『過労自殺』の場合には、精神障害としての強い希死念慮が当該労働者の自殺への抑止力を阻害する程度に至ったかどうかを検討してこれが肯定されても、それをもって直ちに、自由な意思決定ができない状態、すなわち、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱していた状態にあったといえることまで肯定されることにはならない。」と判示した。

本判決は、最後に、「労災保険法一二条の二の二第一項の『故意』による死亡に該当しないと解すべき事案であっても、本件免責条項の『自殺』に該当することがあり得る。Aの自殺の事案については、職務上のストレスにより適応障害となり、希死念慮が生じて自殺に至ったものであるから」、「労災保険法の条項の『故意』には該当しないと解することはできるものの、希死念慮によって自殺抑止力が低下した精神状態でも」、「意思決定能力が喪失ないし著しく減弱したものとまでは認められないとして、本件免責条項の『自殺』に該当するものと解することになる。」。これは、本件免責条項の趣旨について、「労災保険法一二条の二の二第一項の『故意』の趣旨（同条項は、故意がある場合には、当然に業務外であることから支給の対象外であることを確認的に規定したものにとどまると解される。）とは異なることによるもの」であると述べ、労災認定の「故意」の判断と保険者の免責事由である「自殺」の判断が必ずしも一致しないことを明確に判示している。

おわりに

（1）本判決の特徴と評価

本件は、これまではうつ病に罹患した被保険者の自殺が問題となるのが多いのに対し適応障害に罹患した被保険者の自殺が問題となった点、被保険者に生前に精神科医への入通院歴がない（現地の医療機関への一回の受診のみで、

精神障害の診断は受けていなかった）点、本件訴訟において精神科医による鑑定書や意見書が提出されていなかった点が特徴的である。

本判決は、適応障害の場合にも、うつ病等の場合におけるこれまでの下級審判例および学説の多数説の立場と同様に四要素等に照らして精神障害中の自殺に該当するか否かを検討し、適応障害等の精神障害の影響により、強い希死念慮や自殺抑止力の相当程度の低下が認められ、その症状の影響が被保険者の自殺にまったく影響を与えなかったとまでは言い切れないとするものの、これをもって直ちに自由な意思決定能力が喪失ないし著しく減弱していた状態にあるとまではいえないと判断した事案である。そして、労災認定で精神障害を発症したと認められる労働者の自殺について、労災保険と生命保険とは制度趣旨等が異なるため、労災保険における行政解釈と認定基準を直ちに生命保険における保険者自殺免責の判断に類推適用することができない点を明言していることは、これまでの下級審裁判例や学説の多数説と同様の考え方をとっている。もっとも、自殺免責条項の趣旨は生命保険契約が不当の目的に利用されるのを防ぐためという点については言及されていないのがこれまでの下級審裁判例や学説の多数説と異なるのが特徴的である。その上、本判決は、事案を極めて詳細に検討し丁寧に説示しているという点においても事例的意義を有するものと評価できよう（同旨、嘉村・前掲「判批」二〇頁、竹濱修・同「追加説明」二七頁、増岡・前掲「判批」一二頁）。

（2）残された課題

精神障害中の自殺に該当するか否かの事案において、被保険者が自由な意思により自殺したのかそれとも精神障害中の自殺であったのかに関する立証は、極めて困難である。労災保険で認定された精神障害による被保険者の自殺については、労災保険と生命保険は異なる制度であり、自殺免責の判断基準も異なるため、結論は異にしてもやむを得ないと思われる。しかしながら、一般消費者である保険金請求者側にとってはかかる異なる結論について理解しがたいのも現実である（同旨、増岡・前掲「判批」一一頁）。

実務的には、近年では、裁判例の蓄積により精神障害中の自殺に該当するか否かを判断するための判断基準は確かに客観化・明確化しつつある。しかし、四要素等のみでなく、精神科医による医学的診断書や意見書も重要な参考材料として不可欠ではないかと思われる。そして、精神障害による自殺に該当するか否かは、労災保険も生命保険も医

学的知見を前提に種々の事情を勘案して判断しているならば、労災保険で業務上の精神障害による自殺と認定された場合は、客観的に明らかに不適切でない限り、生命保険においても緩和的にそれを認めてよいのではないかと考えられる（同旨、長谷川・前掲「判批」六九頁、千々松・前掲論文一一〇頁、山下友信「コメント」事例研究レポ三五六号（二〇二二）一二頁）。

理論的には、自殺の多くが何らかの精神障害に起因すること、自殺が保険金受取人等による被保険者故殺とは明らかに異なることに鑑みると、被保険者の信義則違反、不正利用の防止を強調することは必ずしも妥当ではないように思われる。これについては、今後改めて検討をすることが必要であろう。

李　鳴